

糸島市補助金設計書

所管課 ブランド・学研都市推進課

補助金名称	結婚新生活支援金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	糸島市結婚新生活支援金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策②_妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援

1 補助の目的

婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策を推進するとともに、本市への移住・定住を促進し、転出の抑制を図り、併せて多世代の同居又は近居を促すことで、子育てしやすい環境づくりを進める。

2 成果指標

指標① 支援金による支援世帯数(組)(令和3年度からの累計)

目標値① 552 (単位) 世帯

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

本市に居住した新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートに係るコスト(住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用)を補助する。

【補助対象者】

本市に居住する(住民基本台帳に記録されている)新婚世帯で、次の要件を満たす者・市税の滞納がないこと、マイナンバーカードの交付を受けることなど。

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

新生活のスタートに係る、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は - 分の -

【補助限度額】 600,000 円

【積算根拠ほか】

内閣府「結婚新生活支援事業」の交付金事業による ※60万円を限度とした実費額

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで